

独立行政法人評価有識者会議

農林漁業信用基金部会

農林水産省経営局金融調整課

独立行政法人評価有識者会議 農林漁業信用基金部会

日時：令和３年８月５日（木）

会場：Ｗｅｂ会議方式

時間：９：３０～１１：１６

議 事 次 第

- １．開 会
- ２．出席者紹介
- ３．議 事

独立行政法人農林漁業信用基金の令和２年度に係る業務の実績に関する評価結果（案）について

- ４．閉 会

午前9時30分 開会

○丸山課長補佐 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日はウェブ参加という形が中心ですが、お集まりの委員の皆様、関係者の皆様にはお忙しい中、独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は窓口をしております経営局金融調整課の丸山と申します。資料の説明と司会進行をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、この会議は先週開催する予定でしたが、私どもの職場でコロナ感染者が発生したことで、前日に急な延期のお願いをさせていただきました。また、その後の日程調整で多大なるお手間をお掛けしましたこと、この場を借りてお詫びとお礼を申し上げます。

さて、このように首都圏においてコロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が発令されている状況を踏まえまして、本日もウェブ形式を基本として開催させていただきました。

それでは、早速ですが、まず資料の確認をさせていただきますと思います。

まず、右上の方に議事次第・出席名簿・配付資料一覧という資料がございます。3枚セットになっておりまして、日付など更新したものをメールでお送りしております。

次に、参考資料になりますが、参考1としまして、令和2年度業務実績評価に係る総合評定案というカラーの1枚ものがございます。参考2として、独立行政法人評価に関する指針という資料がございます。参考3として、農林水産省独立行政法人評価実施要領というものがございます。参考4として、農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準というものがございます。参考5として、令和2年度財務諸表がございます。参考6として、農林漁業信用基金のパンフレットがございますでしょうか。

その後、失礼ながら委員の先生方にメールでお送りして印刷をお願いしました少し分厚い業務実績に関する評価書案、A4横の資料で、表紙の下に財務省及び農林水産省と記載しております資料でございます。

確認していただきまして不足等ありましたらお申しいただければ、事務局から速やかにメールで送付させていただきます。資料はよろしいでしょうか。

○黒田委員 すみません、黒田ですけれども、横長のカラーの資料はPDFで頂いていましたか。なくて、今ちょっと自宅にあるかどうか探してこないとPDFの一覧の中にどうもなかったような……。

○丸山課長補佐 表がカラーで横長の資料は、今日は使いません。

○黒田委員 分かりました。それでは、結構です。

○丸山課長補佐 それは事前説明資料の事前説明のときに使う予定でお送りしたものでございます。

○黒田委員 参考に見せていただいたんですけれども、分かりました。

○丸山課長補佐 では、よろしいですね。

資料確認は以上です。よろしくお願いします。

それでは、ただいまから農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会を開催します。

まず、会議の出席状況について御報告します。

現在、高田委員を除く４名の委員の皆様にご出席いただいております。高田委員におかれましては書面で御参加いただき、御意見を頂いております。

なお、会議の後半の11時30分頃にこの会議が終わっていなければウェブにて参加される可能性がございます。

また、田中委員は次の会議のため、この会議が12時を超える場合は12時には御退席されますので、御了承願います。

では、出席者を御紹介させていただきます。

まず、有識者委員の皆様です。委員の皆様は本年４月１日から新たな任期となっており、令和５年３月末までの２年間、委員を務めていただきます。

では、五十音順で御紹介いたします。

黒田委員でございます。

○黒田委員 よろしく申し上げます。

○丸山課長補佐 続きまして、佐藤委員でございます。

○佐藤委員 熊本学園大学におります佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

○丸山課長補佐 佐藤委員には、今期より農林漁業信用基金部会の委員に就任していただきました。国の収入保険制度が開始いたしまして、農業保険関係業務の役割がますます高まるという認識の下、主に農業保険関係業務について御担当していただくことをお願いさせていただいておりますが、評価書案全体を通じて貴重な御意見や御質問を賜れば幸いです。

続きまして、田中委員でございます。

○田中委員 海洋大の田中です。よろしくお願いします。

○丸山課長補佐 よろしく申し上げます。

最後になりますが、千年委員でございます。

○千年委員 千年です。よろしくお願いします。

○丸山課長補佐 よろしく願いいたします。

そして、主務省側の参加者でございますが、財務省政策金融課の小土井課長補佐でございます。

○小土井課長補佐 小土井でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○丸山課長補佐 その他、係長、係員の方々にも御出席いただいております。

そして、我々農林水産省になりますが、私の方から紹介します。

改めまして、農林水産省経営局金融調整課の丸山と申します。本日はよろしくお願いします。

それから、水産庁水産経営課の田端課長補佐でございます。

○田端課長補佐 田端です。よろしくお願いいたします。

○丸山課長補佐 それから、水産庁漁業保険管理官付の大森管理官補佐でございます。

○大森管理官補佐 大森です。よろしくお願いします。

○丸山課長補佐 それから、林野庁企画課の原口課長補佐です。

○原口課長補佐 原口です。よろしくお願いします。

○丸山課長補佐 それから、経営局保険監理官付の稲葉専門官です。

○稲葉専門官 稲葉です。よろしくお願いいたします。

○丸山課長補佐 次に、農林漁業信用基金より深水総括理事をはじめ各御担当者の皆様に御出席いただいております。

深水総括理事の方から役職員の御担当者も含めて簡単に御紹介いただければと思います。よろしくお願いします。

○深水総括理事 それでは、改めまして御紹介いただきました信用基金の深水でございます。

今日はどうぞよろしくお願いいたします。

信用基金側の出席者を紹介いたします。

総括調整役の川野でございます。

○川野総括調整役 川野でございます。よろしくお願いします。

○深水総括理事 農業調整室長の諏訪でございます。

○諏訪農業調整室長 諏訪でございます。よろしくお願いいたします。

○深水総括理事 林業調整室長の川浪でございます。

○川浪林業調整室長 川浪でございます。よろしくお願いいたします。

○深水総括理事 漁業調整室長の平岡でございます。

○平岡漁業調整室長 平岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○深水総括理事 それから、総務経理部長の前多でございます。

○前多総務経理部長 前多でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○深水総括理事 それから、事務局を担当しております企画調整室の室長の加藤でございます。

○加藤企画調整室長 加藤でございます。よろしくお願いいたします。

○深水総括理事 それから、漁業共済を担当しております漁業共済課長を兼務しております中山でございます。

○中山漁業業務推進課長 中山です。よろしくお願いいたします。

○深水総括理事 このほか、企画推進課が出席をしております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○丸山課長補佐 どうもありがとうございました。

本日、御意見、御質問につきましては、我々又は農林漁業信用基金から回答を差し上げたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、議事進行について御説明したいと思います。

2年前の会議までは言わば浅く広く説明をさせていただいておりましたが、委員の先生から項目を絞っても構わないので、ポイントを絞った議論をした方がいいのではないかという御意見を頂きました。このため、昨年度から御説明する項目を絞っております。今回は主務大臣の評価案としてA評価とした項目が6つありますので、それを中心に説明をさせていただきたいと思います。その上で総合的な評定について説明をさせていただきまして、質疑応答というようなスタイルとしていきたいと思います。

続きまして、独立行政法人の評価につきまして簡単に御説明します。

この評価は独立行政法人通則法に基づきまして主務大臣が行うことになっております。そして、主務大臣が業務実績の評価を行う際には、評価の実効性を確保するという趣旨で外部有識者の御知見を活用させていただくことになっております。本日の有識者会議は、農林水産省の評価実施要領に基づきまして開催しております。

次に、独立行政法人の業務評価の基準について御説明いたします。

平成26年9月に総務省が作成しました独立行政法人の評価に関する指針を御覧ください。参考2と付いています。参考2と付いた独立行政法人の評価に関する指針を御覧ください。農林漁業信用基金は中期目標管理法人ということで、4ページ以降20ページまでがこの法人の評価

に関する事項であり、このうち4ページの下の3の(1)に年度評価という記載がございます。5ページの下から6ページにかけて記載されております③に、年度評価は、途中、中略しますが、当該法人による自己評価の結果を踏まえ、当該法人の業務の実施状況を調査・分析し、その結果を考慮して各事業年度の業務の実績の全体について総合的な評定を行うこととされております。

具体的には、10ページの下の7の位置のアに書かれているとおり、原則としてS、A、B、C、Dの5段階で評価をすることになっておりまして、イにありますとおり、基本はBを評価の標準とすることになっております。それぞれの評定区分は11ページのウになります。主立った評価区分のうち、Aにつきましては、法人の活動により所期の目標を上回る成果が得られていると認められている場合、Bは標準であります、中期計画における所期の目標を達成していると認められる場合となっております。

今見てもらいました総務省の独立行政法人の評価に関する指針を踏まえて策定されましたのが独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準でございますが、その基準に基づいてそれぞれの評価項目についてS、A、B、C、Dという評価をいたしまして、その評価項目を点数化するような形で総合的に判断して、この法人の総合評価をするという流れになっております。特に今回の評価は定性評価で行うこととなっておりますことから、農林漁業信用基金評価基準の3ページ目の(イ)小項目に達成すべき定性的な目標が定められている場合には、当該目標の達成度合いを踏まえて次の5段階で行うものとするという基準を用いております。A評価は所期の目標を上回る成果があった場合、B評価は所期の目標がおおむね達成された場合とされております。

また今の参考4の1ページに戻っていただきまして、最終行のウを御覧ください。参考4の1ページ目の最終行のウでございます。2ページ目にまたありますが、信用基金については、その業務実績が経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因により大きな影響を受けること——中略させてもらいます——から法人の業務上の努力が直ちに実績に反映されないという当該法人特有の特殊な事情を十分に参酌することとされており、私どもが評価をする際にはこのことも念頭に置いて評価しております。

それでは、A4横の評価書案により本題の説明に入らせていただきます。

その前に全体像を確認してもらおう関係で、参考1を御覧ください。

右側の主務大臣評価案のところを見ていただきたいのですが、第1の評価項目につきまして、1の農業信用保険業務のところの小項目でAが2つ、3番の漁業信用保険業務のところAが

3つ、5番の漁業災害補償関係業務のところでAが1つ、小項目単位ではAが6つ付けて、案として御提案させていただいております。この数字を計算式に当てて算出しまして、中項目においてはAが2つ、更にそれを計算した結果、総合評定では目標がおおむね達成されているねというB評価になっております。これが全体像でございます。

次に、少し分厚い評価書案の9ページをお開きください。

第1-1-(3)ということで農業信用保険業務の保険事故率の低減に向けた取組というところがございます。

もう2枚開いていただきまして、11ページの下の方に、右から2番目のところに業務実績欄がありまして、一番右に自己評価という欄がありますが、右から2番目の業務実績の欄の下の方、時間もありませんので、主立ったところを御紹介しますが、見やすいように黄色いマーカーを塗っております。下から2番目の黄色いところですけども、信用基金においては、保険事故低減に向けた取組として大口の保険事故事例を中心に保証事故までの経緯等について引受段階から期中管理の段階まで整理したカルテを作成して、信用基金ホームページ内の会員専用ページにて情報提供を行っております。また、令和3年2月にはこのカルテを活用したウェブ勉強会を開催したり、引受評価審査時等において注意すべきポイント等について意見交換を行っております。このような取組をしております。

さらに、令和2年度から実施した新たな助成事業を活用して、基金協会において個人情報情報機関への照会等の信用調査を15協会で実施したり、③で早期延滞解消等のための3者協議を24協会で行うなどの保険事故低減につながる取組強化が行われております。

9ページに戻っていただきますと、これにつきまして自己評価では評定Aとなっております。真ん中のところに9ページの黄色くマーカーを塗りましたけれども、基金協会において事故率の低減に向けた取組として新たに創設した助成事業を活用して、早期延滞解消等のための債務者等の3者協議の実施や個人情報情報機関の信用調査など、より積極的な取組が実施されたこと等によりA評価とされております。

続きまして、11ページの下の方、これは今自己評価でAでございましたが、11ページの下の方に主務大臣による評価という欄がございますが、案としてはAとさせていただきました。評価に至った理由につきましては、保険事故率の低減に向け中期目標等に明示されていない農業信用基金協会に対する助成事業を実施したこと、ひいては農業者の信用力を補完し、農業者に必要な資金の融通を円滑にする農業信用保証保険事業の安定的な提供に資することなどから自己評価「A」との評価結果が妥当であると確認できたためとしております。

なお、今後も保険事故低減に向け、可能かつ必要な範囲内で当該助成事業の継続が期待されるものと考えております。

今回6個の小項目について自己評価で信用基金がAを付けてまいりまして、いろいろ中身を審査させてもらった上で主務大臣評価書案としても、6項目ともA評価の案とさせていただいております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

第1-1-(4) 農業信用保険業務の求償権の管理・回収の取組のところでございます。

14ページの下の方に主立った項目ですが、業務実績としまして令和2年度から新たな助成事業を活用して強制執行、支払督促等の法的措置の実施ということで38協会に対して助成事業を実施しております。その他サービサー回収委託やコンビニ収納代行サービス等にも活用されておりまして、各基金協会の求償権の管理・回収の取組強化が行われたとされております。

評価につきましても、基金協会に対する新たな助成事業を活用し、回収に向けた法的措置の実施、サービサーに対する回収の委託やコンビニ回収サービスなどの取組を行い、特に法的措置については38協会が、サービサー回収委託については21協会が取組を実施するなど求償権の管理・回収の効率等を図ったこと等からAとするとされております。

これにつきまして、14ページの下の主務大臣による評価です。

まず、この信用基金と基金協会の関係は、基金協会が事故率の低減や求償権の回収をすることが信用基金の保険金の支払の低減や回収金の増額に直結しますので、これは密接不可分な関係にあるという前提の下で評価をしておりますが、評価に至った理由を説明します。

求償権の管理・回収の促進に向け、中期目標等に明示されていない農業信用基金協会に対する助成事業を実施したこと、ひいては農業者の信用力を補完し、農業者に必要な資金の融通を円滑にする農業信用保証保険事業の安定的な提供に資すること等から自己評価「A」との評価結果が妥当であると確認できたため。なお、今後も求償権の管理・回収の促進に向け、可能かつ必要な範囲で当該助成事業の継続が期待されるとしております。

続きまして、林業信用保証業務のところについて主な取組を紹介させていただきます。

第1-2-(1)で、ページでいいますと22ページをお願いします。第1-2-(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組についてです。

計画では効果の高い現地訪問を主体に取り組むこととしていましたが、コロナ禍により出張を抑制せざるを得なかったことから、代替手段を駆使して普及活動を実施しております。具体的には在京の中央団体への訪問による周知、現地団体や都道府県への説明資料等の配布等によ

り関係団体、都道府県への林業信用保証の普及に努めました。また、特にコロナ関係の保証につきましては、融資機関に対し電話により説明を行うとともに、広く周知できるよう業界紙に広告を行っております。

次、資料32ページの第1－2－（6）林業者等の将来性等を考慮した債務保証についてです。32ページをお開きください。

この項目は今期中期計画における新たな取組であり、財務情報によらず将来性を評価して、財務保証を行うためのマニュアルを中期目標期間の最終年度までに整備し、本格導入することとされております。令和2年度は財務諸表がそろわず保証の対象外であった創業初期の者に対する将来性評価の手法の検討を進め、試行を開始しています。具体的には保証引受審査における非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定を進め、7月に保証引受の試行を開始しました。これにより年度内に4件の保証引受を行い、結果の検証を行っているところであり、目標の進捗、普及に向けて一定の成果が得られていると考えています。

続きまして、漁業信用保険業務についてのA項目について御説明します。39ページをお願いいたします。

第1－3－（1）漁業信用保険業務－適切な保険料率・貸付金利の設定という項目でございますが、業務実績をご覧ください。令和2年12月に料率算定委員会を開催し、保険料率水準の点検を実施しております。その結果は以下のとおりとなっておりますが、下の方のポツで近年災害による影響が大きくなっていること、全国漁業信用基金協会の一部の支所から信用基金に対し、災害特例保険料率の創設について要望があったこと、全国漁業信用基金協会の一部の支所では、独自に被災漁業者等に対する保証料率の引下げを行っていることから、災害特例料率を設定することが必要と料率算定委員会で点検をされております。

以上の議論を経て、災害特例料率の設定を行いまして、通常の保険料率から5割、6割程度に引き下げており、その業務方法書の改正等を行っております。

自己評価ですけれども、38ページですが、評価はAということで基金協会からの要望を踏まえて5割から6割程度の料率の引下げをした。導入に当たっては、勘定ごとに中期目標期間中の業務収支の均衡を目指すこととされている中で、漁業信用保険業務の業務収支の状況等を踏まえた上で、漁業経営の改善に資する本見直しを積極的に行ったことからAとするとされております。

49ページをお願いします。

主務大臣による評価のところでございますが、本法人は漁業者の信用力を補完し、漁業経営

の必要な資金の融通を円滑にし、もって漁業の健全な発展に資することを目的としている中で、適切な保険料率の設定に向けて中期目標等に明示されていない被災漁業者等の漁業経営の再建を図るための資金について新たに保険料率を5割から6割引き下げる災害特例料率の導入を行った。本見直しは収支均衡にも配慮して行ったものであり、漁業経営の改善に資する取組であることから、自己評価「A」との評価結果が確認できたためとしてAという案にさせていただいております。

なお、今後も収支均衡にも配慮した上で災害特例料率の継続が期待されるとさせていただいております。

続きまして、次のページの41ページでございます。第1－3－（2）漁業信用保険業務－保険事故率の低減に向けた取組のところでございます。

42ページと43ページのところを開いていただきまして、黄色いマーカーのところでございます。令和2年度から最近の事故事例に基づき、代位弁済までの経緯、保証引受に問題がなかったか等について、先ほどの農業信用保険業務と同じような取組をしております、振り返りを行い、その上で引受審査から期中管理の段階まで今後の留意すべき事項を整理した事故事例を作成し、信用基金ホームページに新たに設置された関係者専用ホームページに掲載することにより、基金協会に提供しております。このような取組も始めております。

さらに、保険事故率の低減を図るため、基金協会における保証債務の期中管理の取組をより効果的に支援できるよう、新たな助成事業を令和2年7月に新設しました。漁業者・金融機関は沿岸部に所在しておりますが、基金協会は沿岸部から遠隔地に所在していることもあり、これまで面談等の取組が薄かったが、令和2年度から実施した新たな助成事業を活用して、保険事故率の低減に向けて金融機関とともに延滞防止のための面談の取組強化が行われたとされております。

1枚戻っていただきまして、41ページでございますが、直接的に保険事故率の抑制につながる新たな助成事業を創設したことからAとする等とされておりまして、評価はAとされております。

主務大臣による評価ですが、農業の方と同様な評価をさせていただいて、主に助成事業を新たに実施していることに着目しまして、農業信用保険業務と類似の評価、同等の評価をさせていただいております。Aとさせていただいております。保険事故率の低減に向け、中期目標等に明示されていない漁業信用基金協会に対する助成事業を創設・実施したこと、ひいては漁業者の信用力を補完し、漁業者に必要な資金の融通を円滑にする漁業信用保険事業の安定的な

提供に資すること等から、自己評価「A」との評価結果が妥当であると確認できたためとしております。

なお、今後も保険事故の低減に向け、可能かつ必要な範囲で本事業の継続が期待されるとしております。

続きまして、次のページの44ページをお願いいたします。

第1-3-(3)でございますが、漁業信用保険業務―求償権の管理・回収の取組のところでございます。

業務実績の黄色いマーカーの箇所です。保険金支払に係る求償権の早期かつ円滑な回収を図るため、基金協会による求償権の管理・回収の促進の取組をより効果的に支援できるよう助成事業の仕組みを見直し、令和2年度から実施しております。回収についての専門的知識を持った者を雇用するなどの取組が行われております。令和2年度から求償権の回収向上に資するため、基金協会から回収事例を収集し、効果的な回収方法、特徴的な回収方法について整理し、当基金のホームページに令和2年度に新たに開設した関係者専用ページに掲載することにより、基金協会に提供しております。

自己評価欄ですが、自己評価で評価はAとされております。理由につきましては、新たに協会の回収率の向上につながるような回収事例の整理を行っております。また、新たな助成事業を創設しております。このようなことからAとされております。

主務大臣による評価でございますが、A評価としておりますが、求償権の管理・回収の促進に向け、中期目標等に明示されていない漁業信用基金協会に対する助成事業を創設・実施したこと、ひいては漁業者の信用力を補完し、漁業者に必要な資金の融通を円滑にする漁業信用保証保険事業の安定的な提供に資すること等から、自己評価「A」との評価結果が妥当であると確認できたため。なお、今後も求償権の管理・回収の促進に向け、可能かつ必要な範囲で当該助成事業の継続が期待されるとしております。

漁業信用保険業務は以上でございます。

続きまして、農業保険関係業務に移らせていただきます。55ページをお願いいたします。

第1-4-(2) 農業保険関係業務―共済団体等に対する貸付業務の適正な実施ということで、業務実績でございますが、共済団体に対し、集中豪雨により被災した農業者に対する共済金の支払いに必要な資金の貸付を2回行っております。具体的には佐賀県と福岡県に合計で15億円の貸付をして、共済制度の運営に寄与しております。評価としてはBとされております。

続きまして、漁業災害補償関係業務に移らせていただきます。

第1－5－（2）漁業災害補償関係業務－共済団体に対する貸付業務の適正な実施というところでございます。ここは自己評価のところを紹介させていただきます。

自己評価の考え方として61ページの下の方に書いてありますが、漁業収入安定対策事業の実施等により中小漁業者の漁業共済への加入が進む中で、令和2年度においては不漁や新型コロナウイルス感染拡大による多くの魚種における需要減退及び価格低迷により、計画では想定していなかった規模の漁業共済による支払いが生じることになりました。この結果、国が漁業共済団体に支払うべき保険金の支払不足が生じたため、信用基金として漁業共済制度の円滑な実施のために、漁業共済団体に対する共済金等の支払原資として多額の貸付を行っております。

令和2年度の保険金予算額は45億円でしたが、146億円の保険金が発生した結果、令和2年度末において101億円もの貸付を実施しております。その際、貸付原資の不足を補うため漁済連との事前協議によって共済支払見込額を適切に把握しつつ、民間金融機関から当該月の貸付必要額に相当する金額を適時に調達することにより対応しております。

上記によりまして、令和2年度におきましては年度計画に定めた標準処理期間内の貸付業務処理や調達コスト等を考慮した金利水準の見直し及び貸付金の回収を着実に実施する中で、想定を大きく超える貸付を行い、また、その財源を外部からも円滑に確保しつつ、貸付業務を実施することにより、漁業共済制度の円滑な実施に想定を上回る貢献をしたことからAとされております。

62ページの主務大臣による評価を御覧ください。

本法人は漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払いに必要な資金の貸付を目的としている中で、漁業共済団体に対する貸付業務の適正な実施に向け、不漁やコロナの影響による多くの魚種の需要減退等により想定以上の漁業共済金を支払うこととなった漁業共済団体に対して、多額の貸付を実施。これにより災害等の漁業経営のセーフティネットである共済金の円滑な支払い（＝漁業者は経営再建等に必要な資金を円滑に受領）に貢献したことから、自己評価「A」との評価結果が妥当であると確認できたためとしております。

なお、今後も必要な範囲で漁業者への共済金の支払いに貢献することが期待されるとしております。

このほか1点御説明させていただきたいのが89ページでございます。

中期計画のところに書いてありますが、対国家公務員地域・学歴別指数が中期目標中は毎年度100を上回らない水準となっております。これは中期目標の方で定め、中期計画で同じように定めているものですが、今回これにつきまして、業務実績の欄を見てください。給与水準に

ついて令和２年度の対国家公務員地域・学歴別指数は101であった。信用基金は、これまでも特別都市手当（国の地域手当に相当）の引上げの抑制や管理職割合の引下げ等の措置により給与抑制の努力をしてきました。

一方、国との人事交流などによる影響のほか、令和２年度の年齢構成について令和元年度と比較すると、全職員数に占める52歳以上の割合が13ポイントも増加しております。これに加えて管理職割合も8.2ポイント増となっております。これが主因としまして、対国家公務員地域・学歴別指数が100を上回った要因と考えられるとされております。このため、指数の増加はある程度予測できたが、その時点では比較対象である国の指数が不明であることから、100を超過することは見込めなかったところであり、信用基金の努力には限界があったとされております。

これにつきまして評価はBとされております。また、課題としましては、今後は給与水準の抑制のため、これまで実施してきた対策に加え具体的な措置を講ずることとすると表明しております。

これにつきましての評価でございますが、一部先ほどのように基準を未達成ではございますが、Bとさせていただきます。理由としましては、なお書きでございます。令和２年度の給与水準は101.4であったが、評価に当たっては法人が給与水準の抑制の努力を行っている中で、国の指数が不明であるため、100を超過することが見込めなかったものであり、法人の努力には限界があったことを考慮したものとさせていただきます。

次に、指摘事項ですけれども、今回指数が100を超過することが明らかになってしまったことから、これまで実施してきた対応策に加え具体的な措置を講ずることにより指数が100を上回らないようにすること、目標なり中期計画どおりにすることということを書かせていただきました。

それでは、次に総合評価の説明に移らせていただきます。

前に戻っていただきまして、表紙の裏の裏に様式１－１－２、農林漁業信用期金年度評価総合評価様式というのがございます。

評価につきましてはB、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。評価に至った理由としましては、項目別評価は39項目のうち、Aが6項目、Bが29項目、評価の対象外が4項目となっており、全体として中期目標における所期の目標を達成している。また、全体の評価を引き下げる事案もなかったためBとしております。

２番の法人全体に対する評価ですが、各業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、

業務の進捗や予算執行の把握に努め、業務運営の効率化を図りつつ的確に業務運営が執行されており、特に重大な業務運営上の課題は検出されず、計画どおり順調に業務が実施されていると評価するとさせていただきました。さらにまた、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた業務について代替措置を講じ、さらに、相談窓口の開設や多くの魚種による需要減退等による漁業共済金の円滑な支払いへの対応など、コロナの影響下でも柔軟な業務運営に取り組んでいると評価させていただきました。

3番の項目別評価における主な課題、改善点は先ほど述べましたラスパイレス、給与水準の関係について述べさせていただいております。

早口で申し訳なかったのですが、私からの説明は以上となります。

信用基金から何か補足説明はございますでしょうか。

○深水総括理事 信用基金からは特に追加で説明することはございません。

○丸山課長補佐 ありがとうございます。

それでは、質疑を始める前に先生方の御意見については評価書の中で反映を検討させていただくとともに、今日の会議については議事録を作成させていただきまして、ホームページで公表するという段取りになっておりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いします。

質疑の進め方は、第1から第4の大項目のうち、中項目ごとにまとめて御意見、御質問をお受けしたいと思います。また、議事録の速記の都合上、申し訳ありませんが、御発言の前に一言お名前をおっしゃっていただきますよう御協力をお願いします。

それでは、委員の皆様から御意見、御質問等を頂きたいと思います。挙手順で御発言いただければと思います。

佐藤先生お願いします。

○佐藤委員 佐藤です。

御説明いただいた44ページの保険金支払に係る求償権の早期かつ円滑な回収を図るため、基金協会における求償権の管理・回収の促進の取組というところの回収について専門的知識を持った者を雇用するというふうに書いてあるのですけれども、これは具体的にどういった方を何人ぐらい雇用されて、雇用形態などを教えていただければ。臨時職員みたいなものか、それとも正規の職員として雇用されたのか、そういうことを教えてください。

○丸山課長補佐 信用基金の方でお答えできますでしょうか。

○平岡漁業調整室長 漁業を担当しております平岡と申します。

ただいまの御質問ですけれども、こちらは協会の方に確認いたしましたところ、金融機関の

○B、例えば銀行職員であった方が退職されて、そういった方を嘱託で採用しているというような協会が数協会あります。正職員ということではなくて、嘱託という形で雇用しているというふうに聞いております。

以上でございます。

○丸山課長補佐 ありがとうございます。

佐藤先生、よろしいでしょうか。

○佐藤委員 そうすると、今の雇用というのは信用基金の雇用ではなくて、その下の都道府県段階の組織での雇用ということになるのですか。

○平岡漁業調整室長 そうです。各基金協会が専門知識を持っている方と嘱託契約しているということで、信用基金との雇用関係ではございません。

○佐藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○丸山課長補佐 田中先生、お願いします。

○田中委員 ちょうど今出た事例について、回収の優良事例を何か具体的にいい例があったら二、三教えていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○丸山課長補佐 信用基金の方からよろしくお願いします。

○深水総括理事 回収事例につきましては、正直、令和2年度から整理を始めているところでございまして、現時点でこういうようなものというようにことを御紹介するのは難しいんですけれども、今のところは例えば基本的な取組ではありますけれども、きちんと担保を取ったものについて担保が実行できるように調子が悪くなったときに早期に必要な法的取組を進めるとか、そういうようなことをしているという事例が整理できているというようにことでございます。令和2年度から取組を始めたところでございますので、まだ多くの事例が整理できているということではございませんけれども、こうした事例の整理を進めていきたいというふうに思っております。

○田中委員 ありがとうございます。個人的にはこういう事例というのはヒントになるので、役に立つと思います。今後とも進めていただきたいと。何か大臣の評価にもそんなふうなことが書いてあったと思うので、続けていただきたいと思いました。

以上です。

○丸山課長補佐 失礼しました。黒田先生、お願いします。

○黒田委員 ちょっと今お声が聞こえなくて、時々途切れるので、分かりました。

質問させていただきたいのは、今年は昨年、一昨年に比べてAの数はかなり増えています。

中項目の1、3、5ですか、これは特にそのための何かいろいろと方針を変えられたとか、評価に反映する何か関係で実施されたことがあるのかと、そういう漠然としたことをお伺いできますでしょうか。

○丸山課長補佐 当省としましては、甘い評価をするつもりは全くないのですけれども、評価すべきは評価するという基本的な思想の下で評価したところ、結果的に自己評価の6つについてはAでいいのではないかということが確認できたということでございます。基本スタンスは去年も一緒でございました。

○黒田委員 特に方針は変えていないけれども、結果としてよかったということですね。そうしますと、私、森林関係なので気になるのですが、項目2の林業関係が全部Bなんですね。これも農業とか漁業に比べて林業が不振なのはよく分かっているのですけれども、ここのところ、コロナ関連のウッドショックで木材が入らなくなってきた。それに対して国内の生産が追いつかない、林業に関わる方が全然材が出ないという事情があって、そこでもしかしたら来年度辺りになるのかもしれませんが、今年かもしれませんけれども、そういうサポートが必要なケースは以前よりも増えるんじゃないかと、業界から見るとそんな気がしまして、そこで何かもう一つサポートいただける点があるのかとか。もう一つは、2年前ですか、かなり台風で倒木被害が人工林にもたくさん出ていて、いまだに放置になっているのが大分災害につながるという話をお聞きすることがあります。そういう形で災害へのサポートみたいなものが実際にこの制度で使えるものがあるのかとか、今お答えいただかなくてもいいんですけれども、今後のそういう事業として少し意識していただけると業界としてはいいのかなと思いましたので、これはむしろお願いになります。よろしくお願いします。

○丸山課長補佐 御提案だと受け止めさせていただきましたが、何か信用基金の方でコメントされることはございますか。

○川浪林業調整室長 信用基金から今の先生のお話についてお答えさせていただきたいと思えます。

先ほど林業のサポートのケースがこれから増えるのではないかとということでお話を頂きました。それについては、昨年度の実績をちょっと御覧になっていただきたいと思いますのですが、先ほど御紹介をしました評価書の22ページ、23ページのところに昨年度の林業信用保証業務で引受けをした件数というのを載せさせていただいております。22ページのデータが載っているところの一番上の欄に保証引受件数というのがございますが、平成30年度は引受けが年間1,008件、令和元年度は1,045件、それに対して令和2年度は932件と少し下がってきております。

この件数が低いのはどうしてなのかというのを私どもで今分析をしているのですが、昨年度はコロナの影響がやはりございまして、それに対しての支援策というのを基金でも講じております。

ただ、基金だけではなくて公庫さんとかほかの政府の金融関係の支援策というのもかなり充実しておりまして、世の中全体で支援策を講じたということから、そういったいろんな選択肢の中で林業・木材産業の皆様方の御支援をしたという形になっておりまして、結果的に基金の保証の引受件数は令和元年度より令和２年度の方が下がったというふうに理解をしております。

こういった支援策がかなり充実しておりましたので、昨年度は、林業・木材産業の皆様方が代位弁済に至るようなケースは多くなかったのですが、今後は、先ほど先生おっしゃられたように、今まで支援が充実していたのがだんだん切れていく中でどうなっていくかというのは、また影響が出てくることもあろうかと思っております。ですので、私どもは業界の動向を注視しながら必要な支援ができるように普及に引き続き努めていきたいというふうに考えております。

あと、もう一点が災害へのサポートがあるのかということでお話を頂いております。当信用基金で行っております災害支援は、被害を受けられた林業者の方、木材産業業者の方が、例えば工場が浸水してしまったとか機械が山奥に取り残されてしまったとか、そういった場合にそれを復旧するために必要な運転資金や設備資金を調達するときに、私どもの保証を使っただくというようなことで事業を展開しております。そういったサポートは今までもやっておりますし、今後も引き続きしっかり対応していきたいというふうに考えております。

あと、先生がおっしゃられた災害へのサポートというのは山自体をどうするのかということの側面もあると思います。そちらの方は、おそらく行政の方で公共事業でありましたり、あと補助金の形で対応されるということだと思いますので、そういった仕組みと私どもの産業に対しての支援を併せて、やっていくということかと考えております。

以上です。

○黒田委員 詳しい説明を頂きまして、ありがとうございました。かなり事情を私の方も理解できましたけれども、あと、重ねてお願いするならば、この山の持ち主は小規模の場合は農家が多いんですね。ですから、情報が届いていないケースはかなり多いのと、それから、林業に補助が得られるということ自体を御存じないとか、そういう情報の盲点になっている部分もあります。行政で担当というのものもあるのですが、民有林に対しては行政はとても手は出せないといえますか、実際行政で対応できる範囲以上のことが起こっていたり、市町村レベル

では、多分私が聞いている限りではやっぱりできませんという状態もあります。そんなことが背景にありますので、何ができるかという情報というのが私の方からどれくらい伝わっているか分かりませんので、もし欠けているようなことがあれば今後よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

○丸山課長補佐 では、ここで高田委員の御意見を紹介させていただきます。

高田委員からは2つ、大半は主務大臣の評価案に違和感がないという御意見を賜っておりまして、2点ほど御意見がありましたので、そこについて高田委員はいらっしゃいませんけれども、御回答させていただきたいと思います。

まず、68ページになります。高田委員のコメントでいいますと、3ページになりますけれども、第2－3の調達方式の適正化というところにおきまして、一者応札、一者応募となることが判明した場合、同手続を中断し、再公告を実施する旨を明記するとの記述があり、創意工夫が発揮されたと見受けられるが、このような工夫が信用基金独自の創意工夫であるとするならば、主務大臣評価において何らかの言及があることが望ましいと思うという御意見を頂きました。

これにつきましては、一者応札、一者応募になることが判明した場合、同手続を中断し、再公告を実施するというルールは、信用基金の創意工夫で導入したものであることを確認しております。委員の御意見のとおり評価に値する取組だと考えております。しかしながら、評価書全体のバランスも考えつつ、主務省サイドで検討、相談させていただきたいと思っております。

続きまして、先ほど触れましたラスパイレス、給与水準のところでございます。具体的な課題と対応のところに具体的な措置を講ずることとありますが、主務大臣による評価にもありとおり、国の評価が不明である、法人の努力には限界があったとすると、具体的な対応策が想像できません、そういう疑問点と、今期は中期目標期間中であるため対応は不可能であるが、次の中期目標期間においては、例えば每期継続して前期の国の指数を基準として、その基準への適合を求めるなど1事業年度遅れでの評価の基準を採用することの適否も検討に値すると思いますという御意見を頂きました。

これに対する回答でございますが、給与水準は国との比較であり、法人の努力に限界がある事柄であるため、今後の対策を講じにくい面があると思います。しかしながら、今回は給与水準が目標を超えてしまったのは事実でありまして、管理職に対する職務手当の削減などの措置を講じられることを想定しております。また、委員御指摘のとおり次の中期目標期間においては、目標の設定と評価方法を検討した方がいいのではないかと考えております。

以上でございます。

○佐藤委員 すみません、発言よろしいですか。

○丸山課長補佐 佐藤先生、お願いします。

○佐藤委員 佐藤です。

今の給与水準のところで少し分からなかったのですけれども、対国家公務員地域・学歴別指数が101.4であったというのは、地域と学歴で比重を掛けて補正した後の指数ということなんですね。

○丸山課長補佐 そうでございます。この地域・学歴は地域をたしか23区の国家公務員の給与と比べると。かつ学歴というのは信用基金は大卒が多いので、国家公務員の大卒の者の給与と比べるということで、補正したような形で出された数字が100であれば国家公務員と同じ水準ということになるんですが、101.4ということで僅かですが、国の水準よりも上回ったということでございます。

○佐藤委員 ということは、その補正には年齢構成は入っていないということですよ。

○深水総括理事 信用基金から申し上げますと、年齢構成は入っておりません。年齢ごとの補正はされているのですが、年齢構成そのものは入っているわけではなくて、そのために信用基金の努力の範囲に限界がある。というのは、国家公務員の全体の年齢構成と信用基金側の年齢構成、信用基金側の年齢構成は分かるわけですが、国家公務員側がどういう最終的な年齢構成で、それによって最終的に国家公務員の平均が幾らになるのかということは、同時に我々には分からないものですから、したがって、我々の努力に限界があるというふうに整理をさせていただいているものでございます。

○佐藤委員 ありがとうございます。

そうすると、事前に例えば国家公務員の数値が分かっていたとして、そんなに柔軟に職員の年齢構成を変えることはできないはずなので、この対国家公務員地域・学歴別指数を100以下にしないといけないとかというのは、そもそも目標設定として無理な設定をされているのではないですか。私はこれは理不尽な設定なんじゃないかなというふうに思ったんですけれども。適切な目標設定でないことで評価されるというのは理不尽な評価だと思うんですけれども、それは基金の方に言ったらいいのか制度上の問題なのか分からないんですけれども、制度上の問題としても見直すべきなんじゃないかなというふうに思ったんですけれども。

○丸山課長補佐 先ほど高田委員の御質問のときも御回答させていただきましたが、課題があることは私も今回改めて認識しましたので、次の中期目標期間の目標におきましては、目標の設

定と評価手法を検討した方がいいのではないかと考えております。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○黒田委員 そのことでちょっと一言よろしいですか。

○丸山課長補佐 黒田委員、お願いします。

○黒田委員 黒田です。

私も気になっていたことなんですけれども、こういう評価は、もし評価軸に入れるなら例えば5年間でどういう推移をしてきたかというふうなグラフがあると、ずっと上がっているか、ある年だけ上がっているかとか、ある意味ほかのことに影響されない推移が読めれば、それはその方向での評価はできそうかなという気はするんですね。ですから、これは評価が必要な面もある意味分かりますので、思い切り高いとまずいという意味では。ですから、そういうことも含めての検討をしていただけるといいのかなというふうに思いました。

以上です。

○丸山課長補佐 お知恵を賜りまして、ありがとうございます。次期の検討のときに検討材料にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○千年委員 よろしいでしょうか。

○丸山課長補佐 千年委員、お願いします。

○千年委員 千年です。

今の件ですけれども、例えば101ページの収支計画及び実績を見ると、経常収支の人件費は計画に比べて実績はかなり低くなっているんですね。総額としては人件費は計画よりも令和2年度は少なくするように努力がなされたと読めるのですけれども、この点に関して何かございましたらお願いします。

○深水総括理事 計画に比べてというわけではありませんが、実績を抑えるべくどのような努力をしたかという信用基金の努力について申し上げれば、信用基金はオフィスが23区の中、今おります港区にしかなくて、そういう意味では23区内に住んでいるということで、地域の割り増し手当を支払っているのですけれども、この地域手当について国家公務員よりも絶対率も下げていますし、あるいは過去からの引上げについても国家公務員よりは抑えて運用しているというようなことをしております。あと、管理職比率についてもよく見て、上がり過ぎないようにというようなことなどに取り組んでいるというようなことをしておりまして、あるいは非管理職のスタッフ職なんかを導入するというようなことなんかもして、こういう人件費の実績が増えないようにというか、増嵩しないように取組をしております。

○千年委員 ひょっとして採用遅れがあるとか、ほかにもテレワークが増えて残業代が計上できなくなったとか、そうしたことの影響があったのではないかと思ったのですけれども。ですから、単価だけではなくて頭数、人数の観点で、効率的に人件費を管理することも大事なのではないかと個人的には思います。そういった観点からみて、いかがですか。

○深水総括理事 ありがとうございます。

頭数につきましては、信用基金については、これも中期計画上、評価書の88ページを御覧いただければと思いますけれども、頭数という意味でいえば、期末の常勤職員数が期首の常勤職員数を上回らないようにするというところで、頭数についても今のところは計画的に進めるということで業務運営の効率化を図っているということを進めているところでございます。

○丸山課長補佐 よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

○佐藤委員 佐藤です。

評価書案の63ページの1、当事務及び事業に関する基本情報、第2-1、事業の効率化ということで先ほどの効率化の話と関連していると思うんですけれども、例えば63ページの主な経年データとして出されている事業費の項目なんかを見ると、これを目標年度から5%削るという目標を立てることがそもそもいいことなのかというところに疑問が生じてしまって、結局事業規模を縮小するという事にならないのかなというふうに思って、効率化を求められるというのは分かるんですけれども、それだけが独走するというか、それに引っ張られてしまって、例えば必要なサービスが提供できているとか、そういうこととのバランスを見た方がいいんじゃないかなというふうに、この63ページに出ているようなデータで数値目標を示されることがすごく独り歩きしやすいと思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○丸山課長補佐 先生のおっしゃったような面もあると思うんですけれども、事業の効率化というのはやはりちょっと求められるものなので、必要だとは思っておりまして、そのデータで見るというのも必要だとは思っているんですけれども、その一方では信用基金の創意工夫等によって業務が事実上縮小することのないように、創意工夫するような努力もしてほしいなと思っていますんですけれども、確かにこのバランスは課題ではあると思います。ちょっと答えになっていないかもしれませんが、すみません。

○佐藤委員 こういう数値目標は、やっぱり数値はすごくはっきりプラスマイナスが出てしまうので、すごく独り歩きしやすいと思うんですよ。次の中期計画にも5%削減というふうに自動的に入るような気がしていて、それは検討してほしいと思うんですね。5%削減とするので

あれば、それが本当に適切な数値目標なのかということが検討されるべきだと思うんです。

○丸山課長補佐 単純に今期中期目標を踏襲するのではなく、適切に検証した上で目標を設定するべきだという先生の御提言ということでよろしいでしょうか。

○佐藤委員 はい。場合によっては効率化目標が現状を超えないとか、削減じゃなくて。そういう目標だってあり得ると思うんですよ。是非御検討いただけるといいかなと思います。

○丸山課長補佐 その観点でこれを作るには複数の関係機関との調整等もあり、難しいご指摘ですが、委員の御指摘を踏まえた上で検討させていただきます。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○黒田委員 黒田ですけれども、ちょっと今のことで昔の話を思い出したといえますか、去年か少し前だったと思うんですけれども、やはりこの数字のことで議論が一度あったと思うんですね。ちょっとうろ覚えで申し訳ないんですが、達成できたということで、予定以上に達成できたと、何かそういう判断があったときに、たまたま予定以上に数値がよかったというのを評価していいんですかという議論が一度あったと思うんですね。そのときも達成できましたということは、やっぱりその要因が大事だということとか、数字だけではちょっとまた翌年困るんじゃないかとかというのも話があったと思います。

今回のこの5%も、5%でよかったとか10%減ってよかったとなると、翌年事業費として増えると今度は駄目だという評価がされてしまうのか。今の先ほどの御質問もそういうところがあると思うんですね。数値で5%というのがいろんな背景に意味が出てくるので、本当を言うと、これは効率化が妥当であったかということは議論すべきですけれども、5%以上というのは、これはすごく飛躍した話のような印象があります。だから、ちょっとここの評価の仕方に関してはアナログな評価といえますか、一律な数字を出すことには私もちょっと賛成できないなというふうに思います。

以上です。

○丸山課長補佐 ありがとうございます。今年度末から来年にかけて次期中期計画の目標の検討に入りますので、その中では先生方の御意見を踏まえた検討をさせていただきます。ただ、この考え方につきましては、先ほど申し上げましたが、農林漁業信用基金の評価基準にもあるとおり、信用基金の努力ではどうすることもできないようなことはちゃんと十分に参酌するというのもうたっています。また、独法の評価基準は、基本的には定量評価を置くことが国全体の目標設定における方向性になっておりますので、非常に悩ましいところではありますが、委員の皆様の御意見は貴重な御意見ですので、それも踏まえて検討させていただきます。

○千年委員 よろしいでしょうか。

それに関してなんですが、私はこの委員会に結構長く入っていますけれども、今回の評価は以前に比べて定性的なところ、重点的な事項を実施できたということが適切に評価書に記載されていると個人的には思っております。例えば41ページです。中期目標の事故率は0.95%以下で、今年度の実績事故率は確かにこの値以下ですけれども、前年に比べたら上がっています。ただし、取組実績はしっかり記載されているため、A評価となっており、それで十分だと私個人も思っております。ところで、特に漁業に関しましては、今年度顕著な業績があったと私自身もいろんな面で感じましたが、本日、これについて紹介はありませんでしたけれども、それは社会経済情勢によるところも大きいからかと思いました。漁業の実績については、先ほどの収支計画及び実績を見ても非常にうまくいっていると感じます。と同時に協会からのニーズを受けて災害特例料率を下げた、こういうことも反映して、ひょっとしたら事故率も上がってしまったのかもしれませんが、やはり公的な信用保証機関として、そういったリスク分散を担っているということが記載内容からうかがえると思います。

ですので、評価すべきところはきちんとされて、あと先ほど言ったように状況、生産者の努力等では解決できない、克服できないようなこと、また、ほかにも事業者や基金さんにおいても自身の努力で、できないやむを得ない点などに配慮して、評価すべきと思います。そうした点で、以前に比べますと、僭越な言い方で申し訳ございませんけれども、今回の報告は適切に項目内容が記載され、改善されているのではと思っております。

事業費の5%削減目標につきましては、これは国立大学もそうなのですが、どうしても全体でやらざるを得ない目標という事情もあるかと思います。ただ、そういった条件においても、それにとらわれない、評価するときは何か適切な理由があれば評価する、できないときは評価しないと、そういったスタンスがあればよいと個人的には思っています。

ですから、私が申し上げたかったのは、評価の方針に関しましては以前と比較するのは非常におこがましいなところはございますけれども、評価を見る者に伝わってくるような記載の仕方になっていると思います。

以上になります。

○丸山課長補佐 ありがとうございます。

田中先生、お願いします。

○田中委員 田中です。

今の議論にも関係することなんですけれども、今コロナ禍で本当に漁業は大変だったと思う

んですね。そういう意味で基金の出番だったと思うんですよ、ここ一、二年。そうすると、出番が増えるとうとう行政コストというのは、国民サービスの行政コストというのは上がっちゃうわけだね。国から本当に問われているのは、無駄に上げないということを何%という数値で出せということだと思うんですけども、具体的に行政コストとしてどれぐらい上がって、それがどれぐらい抑えられたのかというのを報告書の中で示すというのが大事なんじゃないかなと思います。

これはコメントなので、以上です。

○丸山課長補佐　ありがとうございます。

○千年委員　もう一つよろしいでしょうか。

○丸山課長補佐　千年委員、お願いします。

○千年委員　これは評価とか直接関わっていないかもしれませんが、コロナ禍で結構ウェブ会議もなさっているということについての質問です。業務の項目、たしか電子化とか情報セキュリティに関する記載がございましたが、情報セキュリティに関しては、サイバーセキュリティが一番だとは思うのですけれども、やはり個人情報に関わってくる点もあると思います。この点で苦慮されていることもあるのではと思うのですけれども、そういったところで特に配慮なされている点とかございますでしょうか。

○深水総括理事　ウェブ会議につきましては、このコロナ禍の中で昨年の秋から実施を始めております。情報セキュリティの観点で留意するという意味でいえば、政府として情報セキュリティの観点から脆弱性があると言われていたものなどを選ばないとか、当然ウェブ会議自身、当方がホストになってやっているものについては有料のシステムで情報セキュリティ上、十分なあれがあるのかということは十分に確認をしてやっているということ、あるいは会議システムそのものと、例えば会議システムの中には会議システムで資料を共有するとかというようなこともできるものがありますけれども、ちょっと会議システムにおいて資料を共有することについては、情報セキュリティの観点から念には念を入れてそういうことはしないで、別途よりセキュアな方法で資料は共有しながら、対面での会議はさせていただくというようなことに取り組んでいるということが情報セキュリティの観点を意識しながら実施しているところでございます。

○千年委員　了解しました。ありがとうございました。

○丸山課長補佐　ほかにございますでしょうか。

黒田先生、どうぞ。

○黒田委員 ちょっと今情報の関係の話が出ましたので、その関連なんですけれども、各地でも今対面の会議ができなかったり、それから、恐らくいろんな説明会というのも開けなくなっているんじゃないかと思うんですけれども、今回パンフレットの例を資料で付けてもらっていますが、あれとか、それから、私もちょっと執筆させていただいた「基金now」という機関誌を出しておられますよね。それに関しては、こういう広報をしていますというそれは評価の資料に加えておられるのかどうかはちょっと今覚えていませんけれども、実際それを例えばホームページに掲載して誰でもダウンロードできるようにとか、紙媒体でない広報の方法に変えていかれていますか。もう既にそんなふうに取り組んでおられますでしょうか。

○深水総括理事 信用基金から申し上げます。

パンフレットですとか、あるいは先生に御執筆いただきました「基金now」につきましては、当方のホームページに掲載をさせていただいております。この評価書上、上げているかということにつきましては、すみません、ちょっと直接的な項目が今のところ中期目標、中期計画に整理をしていなかったこともあって、その取組を上げてはいないのですけれども、信用基金としてはそういう取組はさせていただいているということでございます。

○黒田委員 ありがとうございます。これから広報というのはどうやって電子媒体で渡していくかというのがどんどんもっと進めていかないとという時期だと思いますので、農業とか林業の現場だと、なかなかそういうものを見ないという方も多いかもしれませんけれども、若手の方はそうでもないと思いますので、是非積極的にいろんな方法を使っただいて、これはホームページだけだと皆さん見に行かないんですね。最近、若い人はLINEでないと見ないとか、もう随分行動が、あとフェイスブックを使う人は結構いますけれども、幾つかそういう媒体を考えていただいて、それをまた方針とか成果としてもはっきりと書いていただく方がいいのかなというふうに思いました。よろしくお願いします。

○深水総括理事 信用基金です。

今頂きました御意見につきましては、先ほどありましたセキュリティの確保ということも考えながら、どのような取組ができるかということは検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○黒田委員 ありがとうございます。

○丸山課長補佐 ほかにございますでしょうか。

ほかに御意見ないようでしたら、予定時間は早いんですけれども、これで本日の有識者会議は終了とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○黒田委員 すみません、もう一つだけちょっといろいろすみませんけれども、実は会議に対してのお願いなんです。こうやってネットで開催されて、いろいろと現場と部屋と両方なのでやりづらいと思うんですけれども、今日私ちょっと初めに困ったのは、資料のタイトルが頂いたファイル名と違うんですね。これPDFのファイルは何十ページもあるものをプリントアウトしませんので、分厚い資料を見てくださいと言われても実はどれだったかなというのがあります。ネットだけで参加している者が向こう側にいるということをちょっと考えていただけると、資料はありますかという手持ちのものを探すよりも、このファイルはどれだったかと画面で探しているという状態ですので、少しその辺、配慮いただけると有り難いかなと思いました。よろしくお願いします。

もう今どきプリントはしません。それから、在宅勤務がもう半分ぐらいを占めていますので、大学にある資料は持って帰られないです、重いものは。行ったり来たりすると資料はどこにあるか分からないので、もう基本として紙資料は持ち歩かないという習慣にここ一年はなっていますので、そういうところもちょっと、もうPDFで十分ですので、むしろ印刷物はなくていいぐらいです。

○丸山課長補佐 そういうことですね。分かりました。

○黒田委員 それは今いろんなタイプの方がいらっしゃると思います。必ずやっぱ紙が欲しいという方もいらっしゃると思いますけれども、一方で要りませんというメンバーもおりますので、そういうことで……

○丸山課長補佐 どちらにも対応できるようにということですね。

○黒田委員 ですから、会議のときに分厚い資料というような表現よりもとにかいうふうにちょっとお願いしたいことがあります。よろしくお願いします。

○丸山課長補佐 分かりました。失礼しました。黒田委員は画面で全部御覧になられたということなんですね。

○黒田委員 別画面で全部、別のパソコンを立ち上げて見えていますので。

○丸山課長補佐 申し訳ございませんでした。委員の皆様が紙の資料を御覧になっている前提で、説明を行っておりました。今後は、そういうことも考慮させていただきます。申し訳ありませんでした。

他にございませんでしょうか。

それでは、本日は貴重な御意見をどうもありがとうございました。評価の考え方そもそにも関する大変重い宿題も頂きましたが、貴重な御意見も踏まえて検討させていただきます。

評価書の方ですが、本日の御意見を踏まえながら最終的な主務大臣評価を決定させていただきますが、何かございましたらまた御相談等させていただきたいと思ひますし、また、議事録につきましても、取りまとめができ次第、御確認いただいた上で評価書と併せて公表させていただきたいと思ひております。

本日は御多忙の中、誠にありがとうございました。

それでは、適宜退室をお願いします。本日は、誠にありがとうございました。

午前 11 時 16 分 閉会